

一時貸付土地案内

名称	峰岡町 3 丁目水道用地		
所在地	横浜市保土ヶ谷区峰岡町 3 丁目 462-4	面積	98 m ² 程度

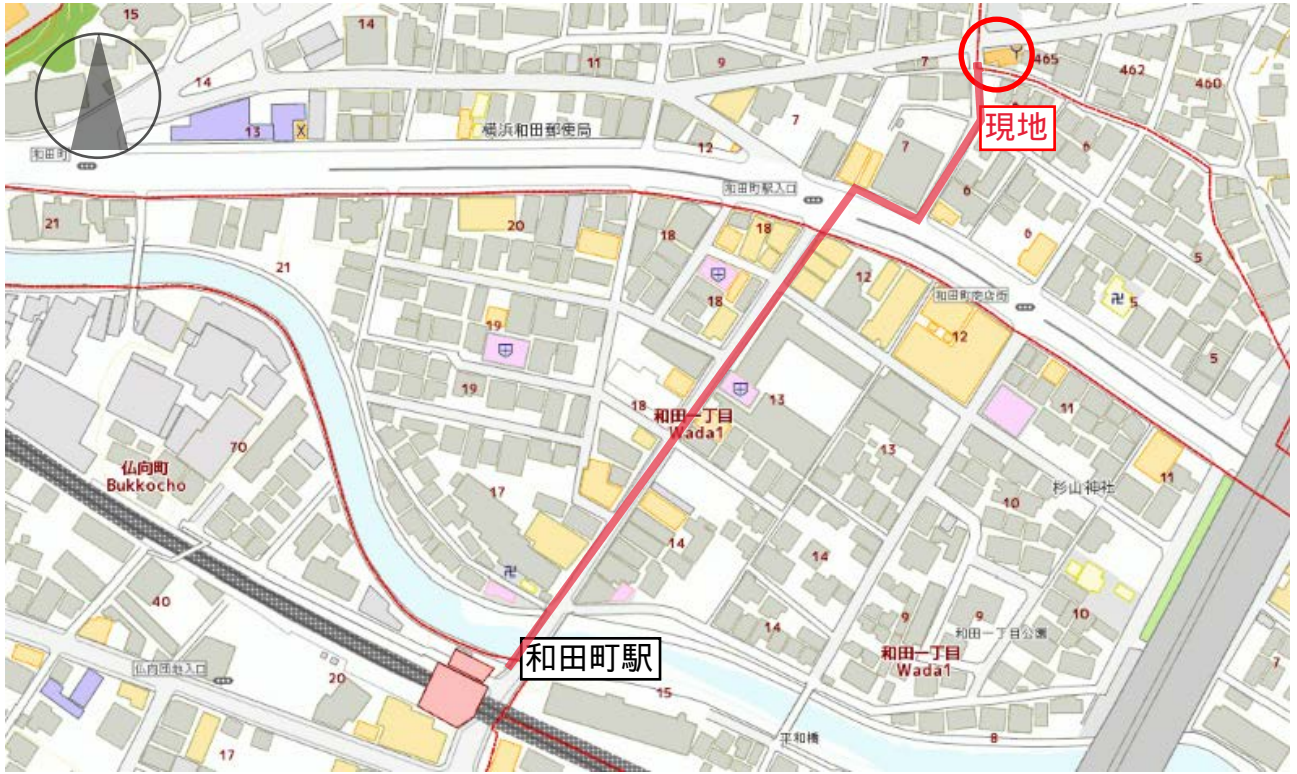
現地写真



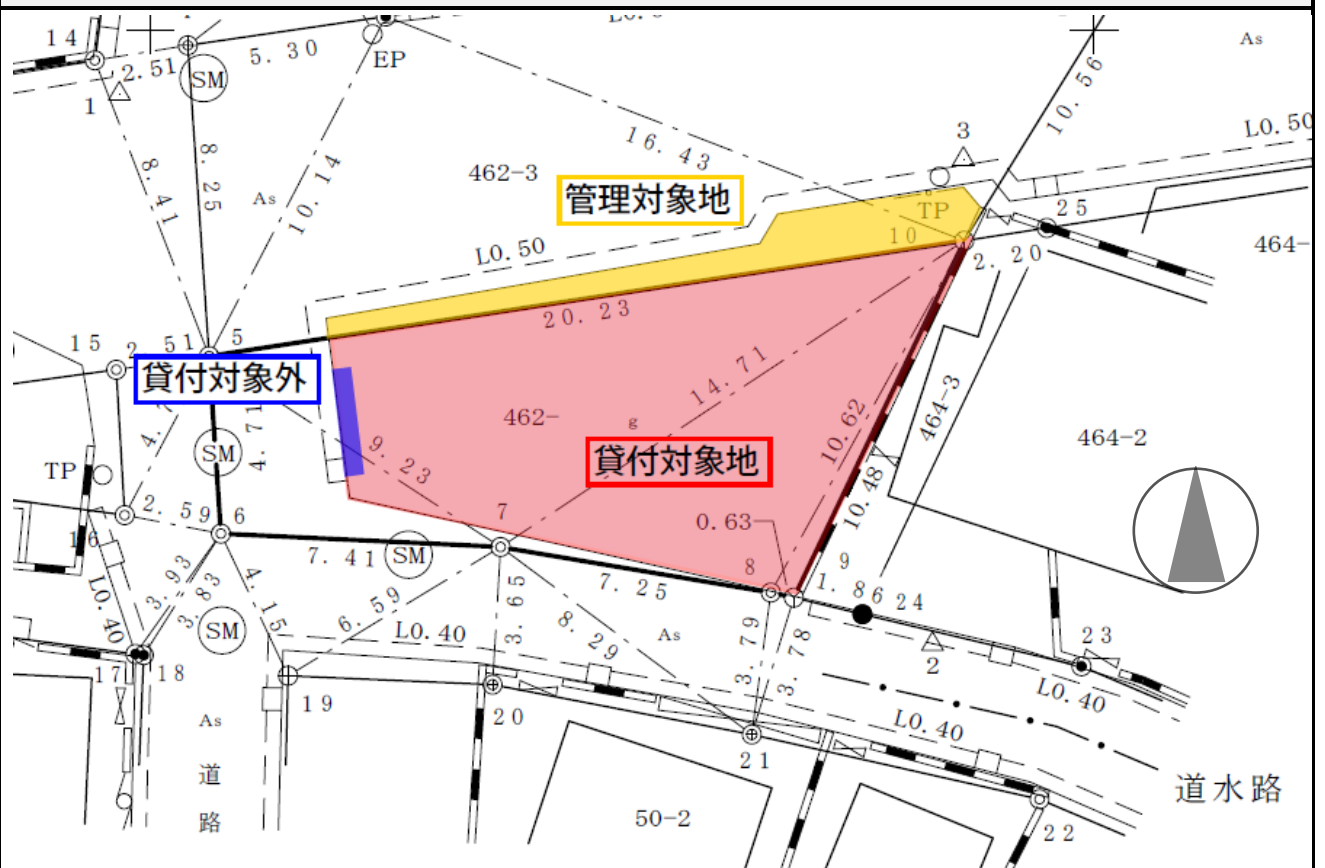
位置図



案内図



平面図



■貸付条件

- ア 借受事業者は、本物件の使用に当たり、この土地の形質を変更することはありません。ただし、あらかじめ当局から書面による承認を受けたときは、この限りではありません。
- イ 借受事業者は、本物件及び設置した工作物を駐車場用地以外の目的に使用することはできません。
- ウ 屋外広告等を掲出する場合は、事前に当局の書面による承認が必要です。掲出に当たっては、横浜市屋外広告物条例（平成 23 年 3 月横浜市条例第 13 号）を遵守してください。
- エ 駐車場の整備工事及び施設運営に当たり、騒音その他の苦情については、借受事業者が責任をもって対応してください。
- オ 本物件内で飲料用自動販売機を設置する場合は、横浜市のオフィシャルウォーター「はまっ子どうし The Water」の販売について当局と協議してください。
- カ 本貸付条件に定めのない事項は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令、横浜市水道局契約規程（平成 20 年 3 月水道局規程第 7 号）等の関連諸法令に定めるところによって処理します。
- キ 駐車場出入口は敷地の西側交差点から 5 m 以上離して設置してください。
- ク 借受事業者の負担により管理対象地（※）を含めて舗装等を行ってください。
※貸付面積の対象ではありませんが、貸付地と一体で管理していただきます。
- ケ 町内会掲示板、ゴミ置場については現状有姿とします。
- コ 貸付期間は 1 年間です。以後、1 年毎の更新（更新回数は 3 回まで）とします。
なお、貸付期間中に使用が終了した場合でも納付済の貸付料の返還はできません。
（当局の事情により貸付が終了する場合を除きます）

・その他駐車場に関する条件

借受事業者は、事業計画により、自らの責任と負担において駐車場施設の設計、整備、運営、維持管理、修繕等を行うものとします。

(1) 駐車場施設の計画（設計）

- ア 車室、車路及び設備配置については、十分に安全を確保してください。
- イ 本物件内で目隠しフェンスが必要な場合は、設置をしてください。
なお、設置については当局と協議を行ってください。
- ウ 照明の設置、防犯カメラの設置等何らかの防犯対策を行ってください。
なお、照明を設置する場合には周辺の幼稚園及び住宅等に照明の明かりが直接当たらないようにしてください。

(2) 駐車場施設整備工事

ア 整備工事開始前に、当局と設計及び施行スケジュールを協議の上、借受事業者が近隣へ工事説明を行ってください。

イ 整備工事は、原則として平日の日中時間帯（午前8時30分から午後5時まで）に限ります。

(3) 運営上の留意事項

ア 駐車場に関する近隣及び駐車場利用者への対応は、借受事業者が一切の自己責任で行うものとします。

イ 駐車料金の料金体系については、事業者が決定できるものとします。ただし、周辺有料駐車場の相場等を考慮してください。

ウ 駐車場の運営に伴うトラブルが発生した場合、原則として60分以内に借受事業者等が直接現地で対応できる体制を整えてください。

エ 駐車場内は、常に清掃（原則として週1回以上）し、当該施設からゴミ等が発生した場合は、借受事業者の費用で処分してください。

(4) その他

ア 当局は、駐車場の運営状況を随時調査でき、また、借受事業者はこれに協力しなければならないこととします。

イ 借受事業者は、近隣居住者等に不安を抱かせ、又は迷惑を及ぼさないようにしてください。

ウ 貸付対象面積は机上測量面積です。（確定測量は行いません）